

会 議 録

会議の名称	令和8年度第2回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和8年5月11日(月) 午前10時00分から午前11時00分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 選挙管理委員会事務局
出席者	(選挙管理委員会委員) 鈴木委員長、佐々木委員長職務代理者、渡邊委員、二木委員 (選挙管理委員会事務局) 田中事務局参与兼事務局長、岡野係長
議 題	議案第4号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第5号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第6号 西東京市選挙執行規程の一部改正について 報告事項 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る 所要額調査について
会議資料 の名称	上記議題と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>開会</p> <p>委員長より開会の挨拶</p> <p>○委員長</p> <p>会議の進行の説明</p> <p><u>議案第4号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について及び、議案第5号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について</u></p> <p>○事務局</p> <p>「議案第4号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について」については、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録等される。委員長に対し、在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することを確認した者で、男性2名、女性3名を新たに西東京市在外選挙人名簿に登録する。</p> <p>次に、「議案第5号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について」については、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消する。委員長に対し、男性3名が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消とする。今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性99人、</p>	

女性 138 人、合計 237 人となる。

○ 委員長

委員の皆様から意見等はあるか。

○ 委員長

特にないようなので、議案第 4 号及び議案第 5 号は、原案のとおり決定する。

議案第 6 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について

○ 事務局

「議案第 6 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について」については、西東京市選挙執行規程の一部を改正するもので、公職選挙法の改正に伴い、当該規程を一部改正する。

改正内容については、呼出状及び宣誓書の部分を改正するもので、公職選挙法第 15 章に規定する選挙の効力等に関する異議申出又は審査の申立てに係る尋問に代わる書面の提出について、選挙人その他の関係人は、書面の提出に代えて、選挙管理委員会が定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

施行日は、公職選挙法の一部改正と同日の令和 8 年 5 月 21 日とする。

○ 委員長

委員の皆様から意見等はあるか。

○ 委員長

特にないようなので、議案第 6 号は、原案のとおり決定する。

報告事項 第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に係る所要額調査について

○ 事務局

「第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に係る所要額調査について」について報告する。

○ 委員長

委員の皆様から意見等はあるか。

○ 委員

事案の原因、事案への対応、他自治体の状況等を伺う。

○ 事務局

所要額調査の調査書に記載誤りがあることが判明し、関係機関へ相談を行っている。他自治体の状

況については、東京都へ確認したが同様の相談は受けていないとのことであった。

その他

○ 事務局

次回の委員会の開催は、令和8年6月1日とする。

○ 委員長

これで、令和8年度第2回西東京市選挙管理委員会を閉会する。

《閉会》